

平成27年9月25日

〒464-0074

名古屋市千種区仲田 2-15-8 NTビル 11 階
株式会社シッククリエーション 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦市郎
(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル 8 階
事務局長 外山孝司
TEL : 052-265-9258 FAX : 052-265-9259

再申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社からの平成27年5月19日付回答書を踏まえ、次のとおり改めて申入れいたします。

さて、貴社の回答書によれば、貴社としては、「毎月10日までに退会申出のあった場合は、当月末をもって退会とする」という扱いにしたいと考えておられるとのこと。

これは裏を返せば、11日以降の退会申出の場合は、翌月の練習等に参加しないにもかかわらず、翌月の会費の支払いを求めるものですので、本年1月7日付差止請求書で指摘したとおり、消費者契約法9条1号規定の契約解除に伴う損害賠償額を予定する条項に該当するところ、1名の会員の退会によって通常貴社に発生すべき損害は想定できず、平均的な損害を超える損害賠償額を予定する条項として無効であり、また、消費者契約法10条によっても無効です。

なお、貴社は、前記回答書において「本来は、退会申出のあった月の末をもって退会としなければならない法的義務はない」と主張されていますが、やめたいと申出をしている会員について、練習に参加しない翌月の会費まで支払いを求めることのできる法的根拠がないことは、これまでも当団体で指摘してきているところですので、ここでは繰り返しません。

また、他の事業者がどのような規定としているかや、他の適格消費者団体が同様の規定について問題としたかどうか、という点については、消費者契約法9条は「当該事業者に生ずべき平均的な損害」を問題としているのであって、上記を否定する理由にはなりません。本申入れは、あくまで、貴社運営のユメノベース

ボールクラブの事業内容を踏まえて本申入れを行っているものですが、当団体としては、一般的に、スポーツクラブ等の継続的契約において契約関係の終了を望む消費者を不当に拘束することとなりかねない本件条項と同様の条項には問題があるものと考えておりますので、今後、同様の条項について情報を得た場合には、当該事業者の事業内容を踏まえて検討の上、問題があると判断した場合には是正を申入れていく所存ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

つきましては、繰り返しになりますが、下記改訂案のと通りの改訂を申し入れますので、ご検討の上、平成27年10月26日までにご回答くださいますようお願いいたします。

(改訂案) 会員は、担当指導者又は当ベースボールクラブ事務局に退会の申し出をした月の末日をもって、退会することができることとする。(申し出をされた月いっぱいまでの所属となる。)ただし、翌月の練習等に参加した上での退会を希望する場合には、翌月末日をもって退会とする。

※もっとも、ただし書きについては、練習に参加する以上、当然のことですので、あえて書く必要があるか疑問がありますが、貴社の当初の改訂案を尊重した改訂提案となっております。

敬具